

法令の改正により、2024（令和6）年4月1日以降に申し込みを行う求人票には、採用後変更する可能性がある範囲などの明示をお願いします

新たに明示が必要な3つの労働条件

- 1. 「業務」変更の範囲 * 有期雇用契約は当該契約期間中において
- 2. 「就業場所」変更の範囲 * 有期雇用契約は当該契約期間中において
- 3. 「通算契約期間または更新回数上限」 * 有期雇用契約の場合のみ

1. 「業務」変更の範囲を明示（※1） *赤字部分が明示の例です

<業務変更の可能性がある場合>

職種	介護員
仕事内容	○グループホームにて介護サービスの提供 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など 日常生活の介助 ・介護記録作成 ・レクリエーション開催 ・買い物代行 ・機能訓練 など ※社用車（軽自動車・AT車）の運転あり 変更範囲：経理事務、障害者福祉施設指導員

<業務変更の可能性がない場合>

職種	介護員
仕事内容	○グループホームにて介護サービスの提供 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など 日常生活の介助 ・介護記録作成 ・レクリエーション開催 ・買い物代行 ・機能訓練 など ※社用車（軽自動車・AT車）の運転あり 変更範囲：変更なし

求職者とのトラブル防止のために
仕事の内容は主な業務を明確に記載しましょう！

2. 「就業場所」変更の範囲を明示（※1）

<就業場所変更の可能性がある場合>

転可 勤能 の性	あり
	転勤範囲 法人内事業所（県内）

<就業場所変更の可能性がない場合>

転可 勤能 の性	なし
----------------	----

3. 「通算契約期間」または「更新回数」の上限を明示（※2） *赤字部分が明示の例です

<原則更新>の場合

雇用 期 間	雇用期間の定めあり（4ヵ月以上） 6ヵ月 契約更新の可能性あり 契約更新の条件 注）原則更新の場合は、この欄に記入不可のため 「求人に関する特記事項」に記載してください
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

<条件付きで更新あり>の場合

雇用 期 間	雇用期間の定めあり（4ヵ月以上） 6ヵ月 契約更新の可能性あり（条件付きで更新あり） 契約更新の条件 会社が定める能力評価による（ 通算契約期間上 限4年 ）または（ 更新回数上限3回 ）
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

求人に関する特記事項	
更新上限：有（通算契約期間4年）または（更新回数3回）	

《補足》

◎指定された欄に書ききれない時は、「求人に関する特記事項」に記載してください。

※1）「変更の範囲」とは、雇い入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた変更の範囲です。
 ※2）更新上限がない場合は明示する必要はありません。